## 電子契約サービスの対象業種・営業種目等の拡大について

東京都では、事業者の利便性の向上と業務負担の軽減を図るとともに、都の事務の効率化、簡素化を実現するため、令和5年10月2日(月)から、知事部局等において、段階的に電子契約サービスの運用を開始しました。

この度、令和6年7月1日(月)から、電子契約サービスの対象業種・営業種目等を拡大することといたしますので、お知らせします。

- 1 対象拡大時期等 令和6年7月1日(月) 以後に公告等が行われる契約案件
- 2 実施組織 知事部局等の本庁各局契約事務主管課(別紙のとおり)
- 3 対象とする業種・営業種目 全ての業種・営業種目(別紙のとおり)
- 4 その他
- (1) 一部の事業所等においても、業種・営業種目を限定して、電子契約の 運用を開始します。

詳細については、順次、東京都財務局HPでご案内します。

(2)電子契約の利用方法等については、東京都財務局HPをご覧ください。 <a href="https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/keiyaku/denshikeiyaku/index.html">https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/keiyaku/denshikeiyaku/index.html</a>

## 【問合せ先】

財務局経理部総務課契約調整担当(電子調達) 直通 03-5388-2654 令和6年7月1日(月)以後に公告等が行われる案件から、電子契約の対象を拡大します。

	実施組織	業種・営業種目
工事等	知事部局等の本庁各局契約事務主管課	全業種へ拡大(工事、設計等委託)
物品買入れ等		全営業種目へ拡大 (物品・委託等)

- (1) 東京消防庁(本庁契約事務主管課)については、物品(営業種目001~099)のみ、 令和6年4月1日(月)から電子契約を開始します(その後の対象拡大は、別途お知らせします)。
- (2) 警視庁、公営企業局については、準備が整い次第、順次開始します。
- (3) 令和6年7月以降、一部の事業所等においても業種・営業種目を限定した上で実施します。
- (4) 鑑・約款・仕様書等の契約書を構成する全データが大容量となる50MBを越える案件は対象外です。
- (5) 特命随意契約等の非公表案件も対象です。